

議案第30号

大網白里市学童保育室の設置及び管理に関する条例の制定について
大網白里市学童保育室の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市学童保育室の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、大網白里市学童保育室（以下「学童保育室」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）を実施するための施設として、学童保育室を設置する。

(名称及び位置)

第3条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
増穂学童保育室	大網白里市北飯塚281番地
白里学童保育室	大網白里市南今泉3, 349番地
季美の森学童保育室	大網白里市季美の森南一丁目28番地
瑞穂学童保育室	大網白里市永田1, 055番地
大網東学童保育室	大網白里市富田32番地2
増穂北学童保育室	大網白里市上貝塚317番地

(事業の実施)

第4条 学童保育室における育成事業の実施については、この条例に定めるもののほか、大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例（平成14年条例第20号）に定めるところによる。

(指定管理者による管理等)

第5条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に学童保育室の管理を行わせることができる。

2 前項の指定管理者を指定する手続等については、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第11号）の規定による。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正）

2 大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。

第3条 削除

第9条中「場所」を「施設」に改める。

（大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 大網白里市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 子育て交流センターにおける放課後児童健全育成事業の実施については、この条例に定めるもののほか、大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例（平成14年条例第20号）に定めるところによる。

第6条第1項ただし書を削る。

第8条第1項第1号中「及び大網白里市放課後児童健全育成事業実施条例」を削る。